

海外における日本人の労働搾取： 豪州のワーキングホリデー制度とその課題

大石 奈々

メルボルン大学アジア研究所 准教授

はじめに

1990年以降、日本では外国人の増加に伴い、搾取や過酷な労働条件が問題視されてきた。特に技能実習生、最近始まった「特定技能」のスキームで働く外国人の労働環境については引き続き高い関心が持たれている。一方で、海外で働く日本人の搾取や厳しい労働状況については国内では殆ど知られておらず、彼・彼女らの保護について十分な議論がなされているとは言えない。特にワーキングホリデー制度を利用して働く日本人の数は年々増加しており、毎年2万人を超える若者が海外へ渡航しているが、最も人気の高い行き先である豪州では、日本人を含む多くの渡航者が労働搾取に直面している。日本ワーキングホリデー協会の調査^[1]では、ワーキングホリデー制度を利用して豪州で働く（あるいは働いた経験

のある）日本人の66%が最低賃金以下の時給で働いた経験があると回答した。筆者の調査^[2]でも日本人の平均時給は最低賃金の半分を下回っていただけでなく、時給300円や無賃労働というケースも散見された。本稿は、筆者自身の調査と既存研究をもとに、ワーキングホリデー制度を通じて豪州で就労する日本人若年労働者の状況と制度の課題について考察する。

ワーキングホリデー制度とは

ワーキングホリデー（以下WHと略）とは「二国・地域間の取決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度」^[3]である。年齢は渡航先によって異なるが、日本人の場合、制

度を利用できるのは 18 歳から 30 歳までの若者であることが多い。日本は 1980 年に豪州との間で開始したことを皮切りに、現在では 26 カ国・地域との間で同制度を導入しており、この 40 年で延べ 50 万人の日本人が WH 制度を利用してきた^[4]。仕事、旅行、語学学習と、滞在中にできる活動の幅が広く、留学やホームステイと比べると経費が安くすむため、WH での海外渡航は増え続けている。特に豪州は短期間で簡単に WH ビザが取れることもあり、日本人の間では最も人気のある渡航先として知られている。豪州が 2018 年 7 月から 2019 年 6 月までの一年間に WH ビザを発給した約 21 万人のうち日本人は約 1 万人で、日本は送出国の第 6 位に位置づけられている^[5]。日本からの渡航者は大学生もいるものの、約 7 割が正規就業の経験を持つ社会人である。また全体の約 7 割が女性である^[6]。

豪州における

日本の若者たちの就業状況

日本ワーキングホリデー協会の調査では豪州において WH の日本人および WH 経験者の 75.6% が飲食産業に従事していた。続いて多かったのが農業 (44.2%)、清掃業 (9.1%)、オーペア業 (個人宅での家事・育児サポート業) (6.6%) である (複数回答)^[7]。これらの業種は労働力を WH の若者に依存しており、日本で農業・漁業、製造業が技能実習生を受け入れている状況に酷似している。本項では特に飲食業、農業、オーペア業に焦点

を当て、日本人の若者たちの置かれた雇用・労働環境について考察する。

(1) 飲食産業：最終手段としての「ジャパレス」

豪州において日本人の若者の圧倒的多数が就業するのが「飲食業」であり、その職場の殆どが日本食レストランである。「和食」はユネスコの無形文化遺産に認定されるほどその価値が認められており、世界各国に多くの店が存在するが、豪州では特にその人気が高く、大都市には多くの日本食レストラン・居酒屋・カラオケ店が存在する。中国人・韓国人が経営する店のほうが多いと言われているが、日本人が経営する店もあり、多くの日本人や留学生が店員として働いている。藤岡伸明氏の研究^[8]によれば、多くの WH 渡航者は日本人の多い場所で働くことを最初から望んでいるわけではないが、英語力の問題で仕事を得ることが難しいため、最終的にいわゆる「ジャパレス」と呼ばれる日本食レストランに職を求めるといえる。しかし、豪州の飲食産業における労働は最低賃金が支払われていないケースが常態化していることで知られており、日本食レストランもその例外ではない。豪州の法定最低賃金はフルタイムとパートタイム (有給休暇ありの職種) の時給が 19.84 豪ドル (1514 円、2020 年 9 月 17 日付日経外国為替クロスレート)、それ以外の臨時雇用者は 24.36 豪ドル (1859 円) と非常に高いが、飲食産業における日本人の賃金相場はそれよりかなり低い 11 ~ 16 豪ドルと言わ

れている。日本ワーキングホリデー協会の調査ではWH滞在者および経験者が「最低賃金が最も低かった業種」として挙げたのが飲食業であった^[9]。メルボルンのビザサポート業者によると、3-4年前に政府の大規模な監査が入って以降、日本人が経営する店の状況は改善してきたが、中国人・韓国人が経営する店の時給はまだ低く、最低賃金の6-7割程度の12-13豪ドルで働く日本人が多いとのことであった^[10]。

(2)農業：ビザ延長に不可欠なファーム労働

日本人に限らず、豪州で1年以上の滞在を希望する全てのWHの若者にとって欠かせないのが地方（特に農業分野）での就労である。地方の季節労働分野における慢性的な人手不足を補うため、豪州政府は地方振興政策の一環として「1年目に地方で88日以上働くとWHビザを1年延長、2年目に半年以上働くと更に1年延長する」という制度をとっている。地方の求人の多くが農業関係で、新型コロナウイルスの感染拡大の直前には、約13万人のWHの若年労働者が豪州の農業を支えていた^[11]。2020年3月からは豪州政府による外国人（永住者を除く）の入国が禁止されたことにより、WHの若者の流入は停止し、滞在中の者たちもかなりの数が帰国したが、それでも2020年8月現在、まだ約7万7000人が残っており^[12]、その多くが農場で働いているとみられる。豪州の失業率は近々10%に達すると言われているが、農場の仕事は

長時間の肉体労働を強いられることもあり、失業しても都市部から地方に移動して農場の仕事に従事するオーストラリア人の数は限られているため^[13]、農場主のWH労働者への依存は今後も続く予想される。

豪州の農場主の殆どは人材斡旋業者にWHの若者の手配を任せており、多くの日本人がこうした業者から仕事を紹介されている。農場で働く日本人のSNSグループやインターネットのページには、悪徳業者に騙されて賃金が払われなかったり、ビザ延長のために必要な書類を作成してくれなかったり、といった事例が数多く報告されているが、業者が別名で募集をかけたり、日本人に仲介料を払って募集をかけたりすることもあるため、トラブルに陥る若者が後を絶たない。グリフィス大学のカヤ・バリー（Kaya Barry）博士によれば、クイーンズランド州では「ホステル」と呼ばれる安宿が人材斡旋業を兼ねていることが多く、宿を安く提供する代わりに時給から2-3ドルをピンハネするというシステムが常態化している。欧米からの若者たちも最低賃金以下の時給で働かされていることが多いが、日本人の時給は欧米人の時給と比べてもさらに低く設定されているとのことであった^[14]。

(3)オーペア（住み込みの家事・育児支援）

「オーペア（au pair）」は海外のホストファミリー宅に住みながら家事・育児のサポートをすることで文化交流や語学学習を行うというもので、欧米の若者の間

では短期の海外経験として広く人気を博してきた。日本でも最近少しずつ知られてくるようになり、「オーペア留学」というキャッチフレーズで留学・WHの斡旋業者が宣伝を行うようにもなりつつある。通常のホームステイのように家賃や食費を支払う必要がないため、コストをかけず海外経験を積みたい若年女性に人気を博しつつある。各国が詳細な統計をとっておらず、グローバルなレベルでの全体像は不明であるが、その数は増加しつつあると指摘され、ドイツでは2011年の段階で360ものオーペア斡旋業者が存在し、そのうち一社では16万2000名にのぼる海外のオーペア志望者と4万9000のドイツ人受入れ家族が登録していた^[15]。豪州では2014年時点で1万人以上のオーペアが滞在していると推計されている^[16]。少数の男性のオーペアもいるが、圧倒的多数が若年女性である。

オーペア制度の最大の課題は多くの国がオーペアを労働法から除外、あるいは豪州のように法的・制度的なグレーゾーンに位置させていることである。労働者が正式に認められないため、オーペアは「賃金」でなく少額の「手当」のみを受け取り、1カ月前の解雇通知を受け取る必要もなく、ある日突然仕事と住居を失うこともある。香港やシンガポールの家事労働者のように渡航・帰国費用を雇用者に支払ってもらうこともなく、雇用契約を結ぶことすらできない。時間数や時給、仕事内容が記された書類を渡されることもあるが、交渉の余地がない場合が殆どで、ホストファミリーの都合によっ

て内容が一方的に変更されることもある。オーペアは最低賃金を大幅に下回る報酬で家事・育児サポートを提供しており、筆者の調査では日本人女性の平均時給は4.7豪ドル（359円）と、最低賃金の約4分の1であった。特筆すべきなのは、無報酬で労働を提供していた日本人オーペアが20%もあり、そのうちの一人は週50時間も働いていたことである。労働内容も政府が定めた「12歳以下の子供の保育のみと限定的な家事」という範囲を大幅に超えており、掃除・洗濯・料理だけでなく、ガーデニング、洗車、ペットの世話、糖尿病を患う子どものインシュリン注射を強いられた者もいた。パワハラやモラハラを受けていた女性たちもいたが、辞めると住居と収入を一度に失ってしまうこと、またその場合に外国人が短期で住める安価な賃貸物件が限られているため、忍耐を強いられていた。

豪州における日本人WH渡航者の労働搾取と解決に向けての課題

近年、豪州における様々な調査により、WHビザで働く若者たち、特に日本人を含むアジア諸国出身の若者たちの多くが最低賃金以下で働いている実態が明らかになってきた。筆者の調査を含む幾つかの調査で日本人の賃金は欧米人と比べて低かったが、これを裏付けるように2019年の日本ワーキングホリデー協会の調査でも66%が最低賃金以下、15%が最低賃金の半分以下で働いていたことが判明した。特に無給で働いていた若者が3%い

たことは注目に値する。筆者はこれを最近増えつつある体験型ボランティアを謳う企業の影響ではないかと推察している。海外では「食事と宿泊場所」「知識と経験」を提供するプログラムと称して若者を無給で働かせる雇用主が増えており、通常の仕事が見つからず資金が尽きたワーキングホリデー若者の駆け込み先ともなっている。「〇×ボランティア」や「Work for Accommodation（住居と引き換えの労働）」等の名称が使われているため分かりにくいのが、基本的には無報酬の労働を若者に提供させるシステムで、中には住居費となる金額を超える時間数を強いるケースもある。住環境も、個室が提供される場合もあるが、一部屋に幾つか二段ベッドが置かれたプライバシーのない男女共同の「タコ部屋」の場合もあり、不安を感じたという女性の声も聞かれた。

WH制度の最大の課題は、受入国側の情報提供やサポートが限られており、海外で働く若者たちが問題に直面した際に声を上げにくいという点である。日本ワーキングホリデー協会の調査では最低賃金について「知らなかった」と回答したのは僅か13%で、75%の若者たちは自分が最低賃金以下で働いていると理解しながら「何も行動を起こさなかった」と回答している。18%が友人に相談したものの、実際に雇用主と交渉した若者は9%、救済機関に相談したのは3%、大使館・総領事館に相談したのは僅か1%であった。行動を起こさなかった理由（複数回答）としては、「期間が決まっているので耐えられると思った」（43%）、「海外経験を積み

るメリットがあるので仕方ないと思った」（28%）と現状を受け入れた若者が多かった一方で、「どこに相談すればいいのか分からなかった」（24%）、「英語で問題解決は困難だと思った」（21%）と、何か行動を起こしたくても起こせなかったWHの若者たちも多かった。「仕事を失うことを恐れた」という若者も24%にのぼった。筆者の調査でも、英語が苦手な外国人を雇ってくれる職場が非常に少ないことや、短期滞在できる宿泊施設も少ないこと、また雇用主に何か言えば失職して路頭に迷うかもしれないという怖れを多くの若者が持っていた。労働基準監督署に相当する公的な救済機関はあるものの、殆どがその存在を知らず、知っていても英語で説明や手続きをすることに困難を感じていた。欧米出身のWHの若者たちの中には雇用主と交渉していたケースもあったが、日本では「沈黙は金」「空気を読む」といった価値観や、問題が生じた場合には「自己責任」をとることを求める風潮があるため、黙って忍耐している若者が多かった。

筆者の最近の聞き取り調査ではセクハラも懸念事項として浮かび上がってきた。英語の不得意な外国人が短期で仕事を探すことが困難で経済的にも厳しいことから、セクハラに直面しても我慢しがちである。特に豪州の農場は比較的閉ざされていて若い女性へのセクハラが起りやすく、日本人を含むアジア人女性はセクハラの対象になりやすいと言われている。メルボルンの人材斡旋業者によると、セクハラは農場主やマネージャーからだけ

でなく、ホステルやシェアハウス内でも起こることがあるという^[17]。前述のバリー博士は「上の人に訴えるなどの行動をとればホステルから追い出されたり職を失ったりする恐れもあるため、泣き寝入りする人が多い」と述べる。若者の殆どはビザの延長に必要な「88日間の地方における労働」という条件を満たすために農場で働いているが、セクハラやパワハラが原因で仕事を辞めた場合、次の仕事が見つからなければビザの延長が出来なくなるため、忍耐を強いられるのだ^[18]。

新型コロナウイルスの感染拡大により2020年3月以降、豪州でも外国人の入国規制および自国民の海外渡航規制が始まった。幸い、ビクトリア州を除く全州で早い時期に感染拡大は抑制されたが、観光客や留学生の入国が停止されたことなどによる経済への打撃は大きく日本人の若者の雇用状況も厳しさが増している。特に感染第二波の影響でロックダウン下にあるメルボルンでは多くの若者が失職し、メルボルンの日本人団体の代表によると3月にいたWHの若者のうち約6割が経済的理由から帰国した。約3割の若者はシドニーやブリスベンなど、コロナ感染の影響をあまり受けていない都市に移動し、残りの約1割はメルボルンに残留し、飲食店の持ち帰り・宅配サービスなどの仕事に従事しつつ、貯金を切り崩しながらの生活を余儀なくされているという^[19]。

労働搾取の状況に関する影響についてはまだ調査中だが、コロナ禍で失業率が

高くなっていることもあり、残留している日本人の若者の状況はこれまで以上に困難なものになっていると予想される。メルボルンでは2020年7月に2回目のロックダウンが始まって以降、多くの日本人が帰国したが、残留者の中には「せっかく決まった仕事を失いたくない」という理由で、セクハラにあっても我慢を強いられていたという女性の報告があった^[20]。

終わりに：

日本人の若者たちを 労働搾取から守るために

経済のグローバル化が進展する中、英語力、異文化コミュニケーション能力など「グローバル人材」に必要な特質が重用される時代にあって、低コストで1～3年間の海外経験を可能とするWH制度は人気を博し、多くの若者たちに貴重な経験を提供してきた。本来の趣旨にかなった雇用機会や賃金が提供される限り、今後とも支持され推進されていくであろう。

しかし一方で、豪州をはじめとする多くの国々でWHが「海外からの安価な非正規労働者の確保」という側面を拡大しつつあるのも事実である。多くのWHの若者が単身で海外渡航するが、WHは留学の場合のように大学や語学学校などサポートを受けられる所属組織がない。職場で問題が起こった場合には一人で対処しなければならないが、英語で関係各所から必要な情報や支援を得たり、雇い主と交渉したりすることは容易ではない。

賃金の未払い、違法賃金、セクハラ、パワハラ、モラハラなど、職場で様々な課題に直面しても、多くの若者たちが泣き寝入りを強いられているのが現状である。米国国務省による『人身取引報告書』は、WHという名称は用いていないものの、豪州の農業、ホスピタリティ産業、家事労働の分野における外国人の労働搾取に警鐘を鳴らしている^[21]。

2万人を超える日本人の若者がWH制度を使って海外で渡航するようになった今、彼・彼女らへの注意喚起やサポートは喫緊の課題である。筆者は数年前から各方面に働きかけを行ってきたが、2019年からは豪州の在外公館、外務省、日本ワーキングホリデー協会のウェブページ上にWHに関する注意喚起の文言が入るようになり、在メルボルン総領事館ではWHの若者向けの労働セミナーが開催され、SNSで注意喚起の発信も行われるようになった。こうした取り組みが他の在外公館にも拡大していくことを期待したい。

海外における若者の就労に関する問題は決して豪州だけの問題ではなく、カナダやニュージーランドなど多くの受入国で起こっている。WH制度を持つ全ての受入国が、ビザの交付時に最低賃金など労働条件に関する情報や、現地で相談できる労働組合、NGO、労働基準監督署などの連絡先を若者に提供することが望まれる。日本政府には、受入国に対して悪徳業者の取締りの強化や現地におけるWHの若者へのサポートの提供等を引き続き要請して頂きたい。就労する留学生

も多いことを鑑みると、若者全体に対する労働関連の情報提供、セミナーの開催等も検討していただければ有難い。

最後に、数多くの職種の中で特に脆弱な立場に置かれているオーペアについて述べて結びとしたい。オーペアは家庭という不可視な職場に住み込みで働いていることから孤立しがちで外に助けを求めることが難しい状況にある。また、実際には家事と育児を行っているにもかかわらず、フィリピンやインドネシアの移住家事労働者とは異なり、労働者性が認定されない（あるいは豪州のようにグレーゾーンに置かれている）ため、ILOの家事労働者条約等、法的・制度的な保護枠組からも漏れてしまっている。こうした状況にある日本人の若者たち、および世界の若者たち（特に若い女性たち）をどう守っていくべきか、グローバルに拡大しつつあるオーペア産業をどうモニタリングしていくかについて、政府およびILO等の国際機関等において早急に議論を始めていただきたい。将来を担っていく若い世代が真の意味でのグローバル人材として羽ばたいていくためには、彼らの権利を保護することが日本と国際社会にとっての急務である。是非、関係各所のご協力・ご尽力をお願いしたい。

【脚注】

[1] 日本ワーキングホリデー協会、2019、「ワーキングホリデーアンケート調査」、非公開データ。

[2] 筆者の調査は、WHの職種の中でも「オーペア (au pairs)」と呼ばれる住み込みの家事・育児サポート業務に従事する女性を対象としたもの

と、本稿の執筆のため2020年8月に行ったWH全体に関する聞き取り調査である。日本人と欧米出身者のサンプルを含むオーペアの分析はOishi, N. and Ono, A. 著“North-North migration of care workers: “Disposable” au pairs in Australia” *Journal of Ethnic and Migration Studies* 46 (13): 2682-2699 を参照されたい。日本人オーペアに特化した分析は岩波書店『グローバル関係学』第6巻(2021年)に「ケア労働者の「北-北」移動—豪州における日本人若年女性の低賃金労働とその課題」として所収予定。両論文ともに筆者(nana.oishi@unimelb.edu.au)よりコピー入手可能。

[3] 外務省。2020。「ワーキング・ホリデー制度」。https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html

[4] 外務省。2020。非公開データ。ちなみに同省によれば、日本では2018年に約15000人の外国人の若者にWHビザが発給された。

[5] Home Affairs. 2019. Working Holiday Maker Visa Program Report. <https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-stats/files/working-holiday-report-jun-19.pdf>

[6] 日本ワーキングホリデー協会。同上。

[7] 同上。

[8] 藤岡伸明、『若年ノンエリート層と雇用・労働システムの国際化』。福村出版。

[9] 日本ワーキングホリデー協会。同上。

[10] 筆者によるインタビュー。2020年8月30日。

[11] Sullivan, Kath. 2020. "Unions want working holidaymaker visa axed, say pandemic shows farmers' over-reliance on backpackers."

ABC News. 11 August. <https://www.abc.net.au/news/2020-08-11/unions-call-for-end-to-working-holidaymaker-visa/12542100>

[12] Home Affairs. 2020. Number of Student and Working Holiday Maker visa holders inside and outside Australia as of 09 August 2020. Unpublished data.

[13] Sullivan, Kath. 2020. "Farmers fear worker shortage due to COVID-19 restrictions despite rising unemployment." ABC News. 30 July. <https://www.abc.net.au/news/rural/2020-07-30/farm-labour-shortage-feared-due-to-coronavirus-controls/12504802>

[14] 筆者によるインタビュー。2020年8月31日。

[15] European Parliament. 2011. Abused Domestic Workers in Europe: The case of au pairs. Policy Department C: Citizens' Rights and Constitutional Affairs.

[16] Australian Parliament Productivity Commission. 2014. Childcare and Early Childhood Learning. Productivity Commission Inquiry Report. Volume 1.

[17] 筆者によるインタビュー。2020年8月30日。

[18] 筆者によるインタビュー。2020年8月31日。

[19] 筆者によるインタビュー。2020年8月29日。

[20] 筆者によるインタビュー。2020年8月31日。

[21] The US Department of State. 2020. Trafficking in Persons Report. <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/06/2020-TIP-Report-Complete-062420-FINAL.pdf>. P.84.